

みんなで楽しく企てよう
今日からあなたもプロデューサー

ボランティア 大募集

エメラルドホール・シアターサウスで
『公演』をイチから作りあげませんか？

本気で企画をたてたい方も
漠然と何かをしたい方も
お気軽にご参加ください！

「みんなで楽しく企てよう」とは？

参加者の皆さんで企画を持ち寄り、選定、出演交渉、広報から当日の運営まで、イチから公演をつくることのできる市民参加企画です。

年間通して2公演（ミニ公演1回、メイン公演1回）を自分たちで企画・運営していただきます。



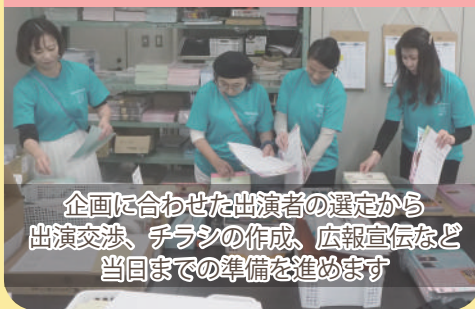
「みんなで楽しく企てよう」1年間のながれ

① 企画を決める



参加者みんなで相談して
やりたい企画を考えます

② 公演準備



企画に合わせた出演者の選定から
出演交渉、チラシの作成、広報宣伝など
当日までの準備を進めます

③ イベント当日



運営スタッフとして
活躍していただきます

新規受付期間

2024年4月1日～2024年6月30日 ※随時参加受付する場合がございます。

参加費

無料

ミーティング日程

月1～2回 平日19:00～20:30（変動あり）
※会議の最後に次回の会議日程を全員で決めます

参加ご希望の方は、裏面申込用紙に必要事項をご記入の上、会館窓口までお持ちください。



HEKINAN-CITY ARTS & CULTURE HALL
碧南市芸術文化ホール

【主催】碧南市芸術文化ホール指定管理者エリアワングループ 【共催】碧南市・碧南市教育委員会



Facebook



Instagram



X

〒447-0057 愛知県碧南市鶴見町1-70-1
（月曜日休館・ただし祝日の場合は翌平日・年末年始）

お問合せ

0566-48-3731

[URL] <https://www.emerald-hall.jp/>



みんなで楽しく企てよう 参加申込書

申込日 年 月 日

ふりがな ----- お名前	生年月日	性別
----------------------	------	----

住所 (〒 -)
ご連絡先 ☎() - E-mail :

やってみたいこと、自己PRなどで記入ください

----- キリトリ -----

「市民文化ボランティア・みんなで楽しく企てよう」参加規程

(名称)

第1条 この会は「市民文化ボランティア・みんなで楽しく企てよう」(以下、「本会」と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は愛知県碧南市鶴見町1-70-1 碧南市芸術文化ホール内に置く。

(目的)

第3条 本会は碧南市芸術文化ホールの活動に参画する市民が自らコーディネーターとなり、街中のいたるところで文化芸術に触れられるまちづくり「まちなか劇場」を市民が市民のために企画・運営していくことを目的とする。

(参加)

第4条 参加しようとする者(以下、「参加者」という)は、高校生以上とし、前条の目的を理解し、強い主体性をもって碧南市の文化芸術の振興を担う目的を持つことを条件とする。
参加の際は「碧南市芸術文化ホール指定管理者エリアワングループ」(以下、「事務局」という)の指定の参加申込書を提出し、事務局で承認後、参加できるものとする。但し、高校生は保護者の承諾が必要である。

(参加費)

第5条 参加費は無料とする。ただし、本会の総意により運営上必要な経費を徴収する場合がある。

(活動費)

第6条 本会の活動費は年度ごとに事務局からの提示額をもととする。

(決議)

第7条 この規定の定める本会の決議は、参加者の3分の2程度以上の議決を得ることとする。

(脱退)

第8条 参加者は任意の脱退届を事務局に提出して、任意に脱退することができる。

(除名)

第9条 1 参加者が次のいずれかに該当するに至ったときは、参加者の3分の2以上の決議によって当該参加者を除名することができる。
(1) 本会の規定、その他の規則に違反したとき。
(2) 本会及び碧南市、碧南市芸術文化ホールの名誉及び信用を著しく失墜させたとき。
(3) 自ら又は第三者を利用して、本会及び碧南市、碧南市芸術文化ホール関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたとき。
(4) 本会及び碧南市、碧南市芸術文化ホールの活動を妨害したとき。
(5) 3か月以上連絡が取れなくなったとき。
(6) その他、除名すべき正当な事由があるとき。
2 前項により除名が決議されたときは、その参加者に対し、通知するものとする。
3 本会は、前項の規程により、参加者を除名した場合には、当該参加者に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、除名により本会に損害が生じたときは、当該参加者はその損害を賠償するものとする。

(再参加)

第10条 本規定第8条により脱退した場合は、第4条に従い再参加できる。但し、第9条により除名された場合、再参加を認められない。第9条により除名となった場合は本会での審議を必要とする。

(個人情報管理)

第11条 本会の運営にあたり、個人情報については、碧南市個人情報保護条例に基づき、適正に扱うとともにプライバシーを尊重する。

(補足)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は本会で別に定める。また、本会の発展を目指し、以下の約束を守ることとする。
(1) 思いは積極的に発言する。
(2) 人の意見、話をよく聞き、頭ごなしに批判しない。
(3) 外部の団体・機関と接触する場合は事前に会全体で相談し、遂行することとする。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、本会の議決を経て行うものとする。
附則 この規程は、2019年4月1日から施行する。